

令和6年8月

お客様 各位

加茂信用金庫

定期性預金規程の改正について

平素より加茂信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
当金庫では、利息計算方法の見直しを行い、下記のとおり定期性預金の規定を改正いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改正する規定

- ・期日指定定期預金規定＜非自動継続型＞＜自動継続型＞
- ・積立定期預金規定
- ・自由金利型定期預金規定「M型」（スーパー定期）＜非自動継続型＞＜自動継続型＞
- ・変動金利定期預金規定＜非自動継続型＞＜自動継続型＞
- ・定期積金（スーパー積金）規定

2. 改正日

令和6年9月9日

3. 改正内容

期日指定定期預金規定＜非自動継続型＞	
新	旧
2.（利息）	2.（利息）
（3） この預金を第8条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。 <u>（削除）</u> ）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	（3） この預金を第8条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。 <u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u> ）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

期日指定定期預金規定＜自動継続型＞	
新	旧
5. (利息)	5. (利息)
(5) この預金を第8条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。 <u>(削除)</u> ）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	(5) この預金を第8条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。 <u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u> ）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

積立定期預金規定	
新	旧
3. (利息)	3. (利息)
(3) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入れ金額ごとに預入れ日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。 <u>(削除)</u> ）によって計算し、この預金とともに支払います。	(3) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入れ金額ごとに預入れ日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。 <u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u> ）によって計算し、この預金とともに支払います。

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）＜非自動継続型＞	
新	旧
2. (利息)	2. (利息)
(3) この預金を第9条1項により満期日前に解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。	(3) この預金を第9条1項により満期日前に解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

てます。<u>(削除)</u>によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日迄の日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を生産します。	てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日迄の日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を生産します。
--	---

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）＜自動継続型＞	
新	旧
5.（利息）	5.（利息）
（4） この預金を第9条1項により満期日前に解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。<u>(削除)</u>）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日迄の日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を生産します。	（4） この預金を第9条1項により満期日前に解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日迄の日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息

	の合計額)と期限前解約利息との差額を生産します。
--	--------------------------

変動金利定期預金規定＜非自動継続型＞	
新	旧
3. (利息)	3. (利息)
(3) ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。(削除))によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。	(3) ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

変動金利定期預金規定＜自動継続型＞	
新	旧
6. (利息)	6. (利息)
(3) ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額なら	(3) ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額なら

びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。（削除））によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。	びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
---	---

定期積金（スーパー積金）規定	
新	旧
5.（給付補てん金等の計算）	5.（給付補てん金等の計算）
（2） 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。	（2） 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③上記の①、②の計算に適用する利率は次のとおりとします。 A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。 解約日における普通預金利率。 B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。 約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨て（削除）とします。）	③上記の①、②の計算に適用する利率は次のとおりとします。 A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。 解約日における普通預金利率。 B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。 約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）
--	---

以上